

令和6年10月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

弘前市長 櫻田 宏

市町村名 (市町村コード)	弘前市 (202)
地域名 (地域内農業集落名)	藤代・船沢・高杉地区 (別紙集落一覧のとおり)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月28日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】本地域はりんごと水稻が主体であり、一部の地域では30a区画に整備された水田が広がり、主食用米だけでなく酒造好適米も作付されている。また、園芸作物や特産果樹の作付も定着している。
 【課題】農業者の減少や高齢化、耕作者不在農地の増加が見込まれており、農地の受け手の確保や担い手への集約化が必要となっている。
 【農業者数】2015年：2151人⇒2020年：1804人（▲347人）
 【耕地面積】2015年：2107ha⇒2020年：1908ha（▲199ha）
 ※農林業センサス、人・農地プランより

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・りんご及び水稻を主要作物とする。
- ・りんごでは省力化技術として摘果剤の適正使用を促すほか、優良着色系統品種への切り替え、わい化栽培や高密植栽培の導入を推進し、りんご生産の効率化を図る。
- ・水稻では新品種「はれわたり」や酒造好適米の特性を踏まえた栽培管理を行い、品質向上・高品質生産を図るほか、直播栽培やスマート農業機械の導入を推進し、担い手への集約化を進める。
- ・高温障害等のリスク軽減を図るため、園芸作物や特産果樹の作付を推進し、複合経営の定着を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,720.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,571.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員や農地利用最適化推進委員が利用調整を行う農地のあっせんや弘前市園地継承円滑化システム、農地中間管理事業を活用し、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

所有者の意向を考慮しながら、農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域農業者の意向を把握しながら、必要に応じて基盤整備等の実施を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から多様な経営体を募り、経営体の意向を踏まえながら地区の担い手として育成していくため、関係機関が連携して実施する里親研修やひろさきスタートアップ塾のほか、青森県りんご協会が実施する青森県りんご産業基幹青年養成事業、JAつがる弘前が実施する農業後継者研修の活用を推進する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻及びりんごにおいて、作業の効率化が期待できる防除作業の共同化を図るため、農業協同組合や民間への委託を推進するほか、りんごにおいては剪定請負組織の育成を強化し、労働力不足の解消を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩多様な補助労働力を確保するため、1日農業バイトアプリ「デイワーク」や市職員の兼業によるりんご生産アルバイト、農福連携の取組を活用する。